

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する意見募集結果（詳細）

令和3年3月2日
原子力安全対策課

昨年10月に実施した原子力防災訓練等より得られた教訓、国のガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症流行下における原子力防災対策を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案について、県民へのパブリックコメントを実施したところ、合計33件の御意見をいただきました。

1 意見募集の期間 2月8日（月）から2月21日（日）まで

2 意見総数 33件（意見33件）

3 応募のあった意見の内容とそれに対する県の考え方

(1) 両計画共通

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方等
1	<p>(新型コロナウイルス感染症対策) 被ばくを避けるために屋内退避と感染症対策の換気と矛盾した対応が求められている。県民、市民の命・健康を守るために今回の記述では具体性がないと思う。もっとわかりやすく具体的な説明が必要だと思います。</p>	<p>(考え方) 新型コロナウイルス感染症流行下における避難について、防護措置と感染症対策を双方のリスクを鑑み、可能な限り両立させ、県民の命・健康を守ることを最優先として防護措置を行うこととしています。 具体的には全面緊急事態に至った後は、放射性物質による被ばくを避けるため、放射性物質の放出に関する情報が得られない場合においても換気を行わないことを原則としつつ、国又は県、市から換気の指示等があった場合には30分に1回程度の換気を行う、一時集結所や、避難退域時検査会場では検温等の健康確認を行い、感染の疑いがある者とそれ以外の者を分離する等国ガイドラインを踏まえ、新型コロナウイルス感染症流行下の避難について計画修正を行っています。 今後も計画修正にあたって、住民の方に分かりやすい記載となるようにしていきます。</p>
2	<p>(安定ヨウ素剤) 事前配布をするにあたり、条件をなくし誰でも配布を受けられるように案内も変更したほうが良いと思います。記載されている条件と合わないからもらえないと思い、事前配布は受けられないと思ってしまうこととなります。</p>	<p>(考え方) 県と米子市及び境港市では、平成30年度からUPZ圏内に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集結所で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難で、希望される方に対して毎年事前配布説明会を開催して配布するとともに、新たに令和2年度から米子保健所において個別に事前配布を実施しています。（毎月第2・第4火曜日、予約制） 現在のところ、国のガイドライン等に鑑み、条件自体をなくすことは考えておりませんが、両市と協議の上、案内の記載方法の工夫等を検討し、必要性の高い方が積極的に事前配布を受けられるよう更なる周知を図っていきます。</p>
3	<p>(安定ヨウ素剤) ドライブスルー方式での安定ヨウ素剤配布では渋滞することが考えられ、被ばくをすることになる。ドライブスルーということではなく、事前配布の方が実効性がある。</p>	<p>(考え方) 緊急配布においてのドライブスルー方式については、今年度の原子力防災訓練の教訓を基に、避難退域時検査会場での実施などを含め、避難状況等に応じてドライブスルー方式での配布の検討を行うことを記載したものです。</p>
4	<p>(安定ヨウ素剤) 安定ヨウ素剤緊急配布体制の強化について、避難の円滑化と感染症対策を考えるので</p>	<p>事前配布については、必要性の高い方が積極的に事前配布を受けられるよう、今後も市と連携</p>

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方等
	<p>あれば、安定ヨウ素剤の事前配布率をできるかぎり高めていくことが必要となると考えられる。</p>	<p>し、更なる周知を図っていきます。 UPZにおいては、国のガイドライン等に鑑み、緊急配布を基本に考えているため、事前配布率の目標設定を行うことは現在のところ考えておりませんが、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>(安定ヨウ素剤) 配布率を高める具体策として、以下の点を加えていただきたい。 ①国も言及している「薬局での配布」を早期に実施すること。 ②過酷事故になれば、UPZ外の住民も当然安定ヨウ素剤を求めると考えられ、混雑が予想される。事故時に住民、特に子ども達を放射能から守るという観点から、UPZ外の学校・公民館への備蓄を行うこと。 ③混雑を避けるためにも、UPZ外の希望する住民への事前配布を行うこと。</p>	<p>(考え方) 薬局での配布については、他地域での先進事例等を情報収集するとともに、本県での事前配布の状況を見ながら、必要性も含め両市及び関係機関と連携して検討していきます。 UPZ外では、西部総合事務所福祉保健局(米子保健所)、中部総合事務所、各県立病院に安定ヨウ素剤の備蓄を行っています。UPZ外の住民への安定ヨウ素剤の配布方法等に関しては、UPZ外における避難方法を踏まえて今後検討していきます。</p>
6	<p>(屋内退避) 「原子力防災ハンドブック」P9の屋内退避の効果の数値で、30分に1回換気した場合には、どのような低減率になるか示していただきたい。また、「令和3年版ハンドブック」には、このコロナ対策をした場合の低減率を表記していただきたい。</p>	<p>(考え方) 新型コロナウイルス感染症流行下における避難について、防護措置と感染症対策を双方のリスクを鑑み、可能な限り両立させ、県民の命・健康を守ることを最優先として防護措置を行うこととしています。</p>
7	<p>(屋内退避) 現在のハンドブックの屋内退避の低減率も国の最新の報告に従って、表記を訂正していただきたい。</p>	<p>屋内退避の実施については、扉や窓の開閉等による換気は行わないことを基本としています。ただし、感染症流行下では、国又は県等から換気の指示があった場合(被ばく影響がないとき)に30分に1回程度の換気を行うこととしています。 ハンドブックへは原子力規制委員会の新たな科学的知見が公表された段階で記載しますが、換気を行った場合の低減率については、国において現時点決められていません。 ハンドブックの記載内容については毎年適宜修正等を行っており、引き続き最新の科学的知見等を取り入れ、修正を行ってまいります。</p>
8	<p>(広報) 現在の広報活動の実施状況では、避難計画が住民に理解されているとは考えられず、県が計画されている住民の「段階的避難」はできず、一度過酷事故が起きれば、道路は避難車両で大渋滞が発生することは容易に想像できます。住民への説明会の実施目標(回数・参加者数の目標)を表わし、計画的に実施することを明記していただきたい。</p>	<p>(考え方) 普及啓発を原子力防災対策の重要な柱と位置づけ県民の皆さんに被ばく防止対策、避難行動等を具体的に認識していただくよう、米子市、境港市等と連携して、引き続き、次の取り組みを行っていきます。 【普及啓発の主な説明会等】 ・原子力防災講演会 ・放射線に関する講演会 ・原子力防災現地研修会 ・避難先、避難経路確認訓練 ・出前説明会 さらに、ホームページや原子力防災ハンドブック(平成30年から県下全戸配布)を活用しながら、幅広く県民の皆さんに情報をお届けし、平時から、原子力災害時の避難方法(避難行動のあり方)を理解していただけるよう、今後とも、両市と連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。</p>

(2) 地域防災計画（原子力災害対策編）

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
1	<p>（避難先の確保） 新型コロナ対策で、現在何人分の避難先が不足しているか明らかにしていただきたい。また、「県外の避難先」について、現時点では確保できているところはないと考えていいかお聞きしたい。</p>	<p>（考え方） 本県では、UPZ内の自治会等を単位として、予め避難元地域と避難先地域のマッチングを行っていますが、感染拡大防止のため、1避難所の定員を少なくする等の措置により避難所が不足する場合には、改めて避難元及び避難先市町村と調整し、県内の予備的避難地域も活用しながら、避難所を決定することとしています。 現時点、計画上の県内にある避難所で収容可能と判断しています。 また、県内において避難先が確保できない場合は、広域の相互応援協定を活用しながら、関西広域連合、国、全国知事会等と調整を行い、避難所を確保します。こちらに関しては、原子力災害時に、当時の状況により調整を行うこととしており、具体的な避難所のマッチングを行っていません。</p>
2	<p>（避難退域時検査） 屋外での住民検査及び簡易除染時のバックグラウンド値等を明確に示していただきたい。この数値がはっきりしないと、避難者の被ばくを前提にした避難計画となる。</p>	<p>（考え方） バックグラウンド値は、検査場所の環境に変化があったかを知る上で重要な情報です。このため、バックグラウンドの上昇が測定された場合は、国の指示等に基づき、検査等を中止し、屋内退避を実施します。 国のガイドラインに基づき当該記載をしておりますが、国としても発災時点での放射線による被ばくと感染症リスクを比較し、判断するものとして数値は変動するものとして固定的な数値は示していません。</p>
3	<p>（避難退域時検査） （P81）避難退域時検査について車両の検査では乗員の検査の代用にはならないのではないか。</p>	<p>（考え方） 避難退域時検査は、国の定めた要領に基づいて行います。 一般的に放射性物質は、屋内退避していた住民の方の体表面よりも、屋外に置かれていた車両に多く付着しているものと考えられており、そのため、住民の方の代わりとして車両を検査します。</p>
4	<p>（避難退域時検査） 車両が汚染されている状況下では乗員は代表者の検査だけでは全員の安全は確認されないのではないか。</p>	<p>（考え方） 自宅に屋内退避した家族等が自家用車により一緒に避難するときなど、概ね同じ行動をとった方については、まず代表者を検査します。代表者に放射性物質が付着していた場合、全員を検査します。</p>
5	<p>（避難退域時検査） 洗浄水や汚染物は原子力事業者が処理するとあるが具体的にどこでどのように処理するのか。</p>	<p>（考え方） 避難退域時検査によって生じる洗浄水等は、原子力事業者が責任をもって処理します。</p>
6	<p>（避難退域時検査） そもそも必死で逃げている住民は検査など突破するのではないのか。 その場合放射能による汚染が拡散するおそれはないのか。</p>	<p>（考え方） 地域防災計画では、住民は避難途中において避難退域時検査を受けていただくよう定めており、避難所においては避難者が到着した際、避難退域時検査を受けたことの証明（検査済証）を確認し、万一、検査を受けていない場合は、避難先地域に設置する避難退域時検査会場で検査を受けていただくこととしています。</p>
7	<p>（防災対策区域） 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）では原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は島根原発から30キロとされている。 しかし福島第一原発事故では半径30キロ</p>	<p>（考え方） UPZ（5～30km圏内）の距離は、過酷事故を想定した国際基準をもとにして設定されていますが、UPZ外においては、プルームの通過後、万が一、一時移転が必要となっても、移転を</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
	<p>を越えて影響が出た。 このような事態は起こりえないのか。それとも想定外なのか。</p>	<p>実施するまでに十分な時間的余裕があるため、あらかじめ計画を策定する必要はないとされています。 しかしながら、事態の進展によっては、計画を超える地域での放射性物質による影響の可能性も全くないとは考えておらず、万が一、原子力災害が発生した場合は、UPZ外においてもプラントの状況等により判断して、UPZ内と同様の屋内退避等の防護措置を実施することとしています。</p>
8	<p>(防災対策区域) 福島第一原発事故の時も原発周辺で大渋滞が起きた。島根原発でメルトダウンが起きてPAZの住民が避難しているのにUPZの住民は自宅でじっと待っているなどと県は本気でそのようなことを考えているのか。 県はUPZの住民や外の住民の避難を止められるのか。 PAZの住民もUPZの住民も一斉に自家用車で避難したらどのようなことになるかと想定しているのか。それとも想定外なのか。</p>	<p>(考え方) 原子力災害対策指針では、全面緊急事態においてPAZは放射性物質の放出前に予防的に避難等を行うこととされています。UPZでは、まずは予防的に屋内退避を行うこととされています。 原子力災害時、住民の方は基本的に自家用車で避難することとなり、そのため複数の避難経路を設定しています。 また、UPZ全域の避難が必要となったときは、渋滞を避けるため弓ヶ浜半島を4つの区域に分け原発に近い区域から段階的に避難を行うように計画しています。 災害発生時の対策として、信号機の操作や交差点等での警察官の避難誘導を実施するほか、避難情報を道路情報板や原子力防災アプリ等により情報提供し、円滑な避難が行われるようにします。</p>
9	<p>(屋内退避) 屋内退避を行うというが、炎天下、窓も開けられず、停電で、水源地がブルームで汚染されれば水道も使用できず、どうやって屋内退避を行うのか。何万人も熱中症で倒れるがその場合県はどうするつもりか。</p>	<p>(考え方) 原子力防災ハンドブックでは、屋内退避や避難に備え、最低3日分の家族の食糧・飲料水を備えてもらうようお願いしています。 屋内退避の実施時には、熱中症に留意し、高温情報の適切な情報発信を行うこととしています。なお、空調管理のため内部循環式のエアコンを使用することは可能です。 また、必要に応じて国の支援により物資等を配布することとしています。</p>
10	<p>(資機材) (P40) 防災業務関係者の安全確保のための資機材や(P103) 感染症対策の資機材など、あれも準備しますこれも準備しますと空手形を乱発するのはいいが何ほどの程度必要か見積もっているのか。 その確保のめどはついているのか。</p>	<p>(考え方) 県では、原子力防災資機材を計画的に整備・備蓄を行っており、緊急時には、これら放射線防護資機材を用いて活動を実施します。 防災業務関係者の防護用資機材については必要数整備しています。感染症対策の資機材は、自然災害の対応として整備を進めていますが、不足数については発災時調達を行い、対応することを考えています。</p>
11	<p>(実動組織との連携) (P44、45) 第16節防災訓練等の実施等各所で、警察も消防もないのに自衛隊だけがわざわざ特記されている理由は何か。</p>	<p>(考え方) 地域防災計画では、災害対策基本法の規定に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、定期的に訓練を実施することとしています。 自衛隊のみならず警察、消防といった実動組織とも連携し、毎年度訓練を行っているところです。 自衛隊と警察、消防等の他の実動組織との間で連携体制に相違はありません。</p>
12	<p>(避難車両等の確保) (P78) バスや福祉タクシーに要請するとあるが、島根原発で事故が起きて住民が避難しなくてはならない状況下で、メルトダウンが起きかかっているいつ被ばくするかもわからないPAZやUPZに、本当にバスや福祉タクシ</p>	<p>(考え方) 原子力災害時において、基準以上の被ばく線量が予想される場合には、民間事業者等に輸送業務を依頼せず、自衛隊等の実動組織の応援などにより行うこととしています。 また、運転士等の防災業務従事者の安全確保の</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
	一が来るのか。 一体何台のバスや福祉タクシーが必要と想定しているのか。ガソリンはどれだけ必要か。それが確保できると確認したのか。 特に要支援者の搬送車両、搬送先は確保できるのか。介護施設や老人病棟はどこに空きがあるのか。	ための放射線防護資機材を整備するほか、放射線及び放射線防護についての知識の取得のための研修等の機会を提供してきています。 避難に必要となるバスや福祉車両、避難先等は協定等に基づき、必要数を確保することとしています。
13	(その他) 「体制の整備を図るものとする」、「必要な体制を整備するものとする」、「資機材等を整備するものとする」、「派遣手段を定めておくものとする」、「あらかじめ定めておくものとする」、等々のオンパレードだがこれは要するにまだ何もできていませんということか。 これらの整備や定めは現時点でできているのかいないのか。できていなくても原発事故に対して県民の安全を保障できるのか。	【計画修正】(地域防 P33、96) 国の防災基本計画に基づき、「防災計画等を見直し、備えを充実する」としており、臨機に対応する趣旨の記載でしたが、御意見を踏まえ、表現として分かりにくい面もあるため当該箇所を削除しました。 (考え方) 地域防災計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害等における県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的に策定しています。 訓練等の結果に基づき、継続的に修正を行い、計画の実効性をさらに高めていきます。
14	(その他) (P 33)「複合災害の発生可能性を認識し、防災計画を見直し」、(P 96)「防災計画等を見直し、備えを充実する」とあるが、そもそもこの計画が防災計画なのではないか。防災計画で防災計画を見直すと計画する意味がわからない。	
15	(その他) 計画の基本姿勢が間違っているのではないか。今の計画では国や中国電力の側に立った、というよりむしろ国や中国電力の下請けか手先のような計画である。 県はあくまで県民の側、島根原発で事故が起きても確実に県民の安全を守れることを確認する、そうでないときは島根原発の稼働は認めないという大原則を計画の一番最初に明記すべきである。	

(3) 広域住民避難計画(島根原子力発電所対応)

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
1	(防護措置・防災対策区域等) (P 7) 最も厳しい状況であるUPZ全域に避難指示が出された場合とあるがそれより厳しい状況は起こらないのか。起こらないと判断する根拠は何か。 (P 2、4)「仮定条件」というがそれなら最悪を想定すべきではないか。こんなことだから想定外になるのではないか。	(考え方) 県は、福島事故の教訓やIAEAの基準を基に、国が原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として定めたUPZ(概ね半径30km圏内)の範囲について、あらかじめ避難計画を定めています。 この計画に基づき、災害時には国からの指示やモニタリング結果等を踏まえ、状況に応じて必要な防護措置を行うこととなりますが、万が一、UPZ外で防護措置が必要になった場合は現計画を変更・修正し、臨機応変に対応することを計画に定めており、また、UPZ外自治体等と毎年訓練を行っています。 加えて、避難指示がない場合の計画外避難への対応についても計画に定めています。
2	(防護措置・防災対策区域等) (P 17) 計画外の避難が大規模に発生した場合は臨機応変の対応を行い住民などの被ばくをできるだけ避けるというが、あまりに無責任ではないか。 島根原発事故が起きた場合、UPZ外の住民も大挙して一斉に避難することは十分想定される。 そのような場合はどう対処するのか、対処できるのか、具体的に明記いただきたい。	
3	(防護措置・防災対策区域等) (P 7) 段階的避難が実施される、PAZ避難が完了した後、UPZ避難が実施される、近い区域から距離に応じて段階的に	(考え方) 県では渋滞の低減、避難の走行時間の短縮を目的とし、県内を4区分に分け、段階的に避難を実施する方法を計画しており、この段階的避難等について

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
	避難するとあるが非現実的ではないか。誰がどうやってそれを保証するのか。住民が一斉に自家用車で避難したらどうするのか。それとも想定外か。	積極的に普及啓発を行っています。 今後も段階的避難の周知に努めてまいります。
4	<p>(避難時間)</p> <p>(P10) 避難指示までを24時間と仮定する根拠は何か。</p> <p>実際の原発事故ではそのような時間的余裕はないのではないかと。その場合どうするのか。</p> <p>各避難区域が5時間で避難を完了するという根拠は何か。20時間で避難を完了するというのはどのような計算に基づくものか。</p>	<p>(考え方)</p> <p>あくまでも計画上の設定時間として24時間と仮定したもので、実際には警戒事態に至った後の事故の進展には時間的余裕があると考えられます。</p> <p>また、当県では平成26年に避難時間のシミュレーションを実施しており、その結果に基づき各区域が5時間毎計20時間でのUPZ内圏域からの避難実施を計画しています。</p>
5	<p>(避難時間)</p> <p>20時間で避難完了などというが、山陰道や米子道は雪が降ればすぐ通行止めになる。</p> <p>普段でも交通事故が1件起こっただけで何時間も通行止めになる。</p> <p>まして原発事故でみなが必死に避難しているときは交通事故が多発することや、事故が起きても渋滞で事故現場にたどり着けないことは容易に想定されるが県はどう考えているのか。それでもなお何万台の避難車両をさばけるのか。それは具体的にどのような計算に基づくものか。</p>	<p>(考え方)</p> <p>渋滞の対策として、複数の避難経路を設定し、段階的避難を行うこととしています。</p> <p>また、信号機操作や交差点等での警察官の避難誘導を実施するほか、避難情報を道路情報板や原子力防災アプリ等により情報提供を行うこととしています。</p>
6	<p>(自家用車避難)</p> <p>(P11) 避難住民の90%が自家用車を使用し、1台当たりの乗車人員は2.5人と見積もる根拠は何か。結局車は何万台と見積もっているのか。それだけの車が一斉に避難したらどうなると想定しているのか。</p>	<p>(考え方)</p> <p>避難時間のシミュレーション及び住民へのアンケートを基に避難住民の90%が自家用車避難、1台あたりの乗車人員を2.5人と見積もっています。</p> <p>また、UPZ全域避難の際の自家用車の台数は約2万5千台を見積もっています。</p> <p>県では、UPZ内を4区分に分け段階的に避難を行うことを計画しております。</p>
7	<p>(複合災害)</p> <p>(P14) 地震による影響は検討しないというのはあまりに無責任ではないか。被害状況を早期に把握し対応するからというのがこれまでの災害でそのようなことはできた例があるか。</p> <p>原発事故が起こり避難が必要な状況で誰が被害状況を把握し対応するのか。</p> <p>県はそのような状況下で建設業者にPAZやUPZに道路工事に行けと命令できるのか。</p>	<p>【計画に記載】(避難計画P14)</p> <p>地震による道路等への影響については、避難開始前までに避難経路の偵察及び応急復旧等の対応を早期に行うことから、避難開始時には通行可能と想定する趣旨で記載していましたが、御意見に基づき、記載を見直しました。</p> <p>(考え方)</p> <p>地震が発生した段階で、道路管理者等と連携し速やかに避難経路等避難に支障をきたす場所の点検を実施することとしています。</p> <p>また、避難経路が使用できない場合には、避難開始までに代替経路の設定や道路管理者等が道路啓開応急復旧を実施します。</p>
8	<p>(仮設住宅)</p> <p>(P50) 仮設住宅等への入居開始は避難開始後1か月をめどとし、完了は概ね6か月以内を目標とするのはどのような計算に基づくものか。そもそも何棟の仮設住宅等、何平米の用地が必要と想定しているのか。</p> <p>その上で本当に実施できるめどはあるのか。</p>	<p>(考え方)</p> <p>応急仮設住宅については、災害救助法に基づき、被災市町村からの避難者数情報及び要望調査等による必要推計戸数を把握した上で、災害発生から概ね20日以内に、1戸当たりを29.7㎡(標準規格)の仮設住宅や福祉仮設住宅(特別な配慮を要する者複数名入居可能)、共用施設(談話室・集会所)等も含めて着工し、概ね6ヶ月以内で必要となる仮設住宅を建設することを目標としています。</p>
9	<p>(その他)</p> <p>(P25等) 「バス、列車を待つ間の被ばくの防止に」「乗務員の防護対策に」留</p>	<p>(考え方)</p> <p>住民の避難にあたっての留意事項として、放射性物質の付着防止を目的としたマスク・カッパ等の着</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
	<p>意するとあるが、具体的にはどうするのか。</p> <p>(P 28等) ケアに配慮する、障がいの特性に応じて伝達方法に配慮する、ボランティアの被ばく管理に留意する、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う、運転手等の安全確保に配慮するなどあるが、具体的にはどうするのか。</p>	<p>用を呼びかけています。</p> <p>避難行動要支援者等の避難については、直ちに避難を行うことによる健康リスク等に配慮しつつ防護措置を行うこととしています。</p> <p>避難情報等の伝達については、様々な情報媒体を使用し伝達できるよう留意していきます。</p>
10	<p>(その他)</p> <p>計画の文章に主語がない。何でもかんでも「やりますやります」と乱発しているが具体的には誰が、どのように実施するのか、そもそも本当にできるか検証した上で書いているのか。</p>	<p>(考え方)</p> <p>広域住民避難計画は、原子力災害対策特別措置法第5条に定める原子力災害についての災害対策基本法第4条第一項(都道府県の責務)の責務を遂行するため、災害対策基本法第40条により、地域防災計画(原子力災害対策編)に基づいて、原子力災害における住民避難の要領として作成した計画です。</p> <p>住民避難のために必要な具体的事項等については、個別避難計画を作成し、どのように対応・実施するのかという手順などを定めています。</p> <p>また毎年国・島根県・米子市・境港市・警察・消防等の実動機関等と連携した原子力防災訓練を実施して、避難計画を検証することで、その実効性を向上させ、対応できる体制を常に確保・構築することとしています。</p>